

「東京大学史関係資料」について

小川 智瑞恵

はじめに

大学史の歴史資料としては初めて、総合図書館保存「東京帝国大学五十年史史料」と東京大学史史料室所蔵資料のうち、一、〇九三点が「東京大学史関係資料」として二〇一三（平成二五）年二月二七日に文化審議会文化財分科会の議決を得て、国指定重要文化財となった（二〇一三年六月一九日付官報（号外第一二八号）文部科学省告示第一一五号）。「東京大学史関係資料」は、東京大学創立の前史となる江戸時代末期から新制の東京大学が創設される一九四九（昭和二四）年までの歴史を明らかにする上で重要な公文書記録類である。「近代学術史研究の基礎文献」として上梓された『東京大学百年史』（全一〇巻）の編纂では最も活用された本部「事務局庶務部文書である。一八七一年（明治四）年に発足した文部省が所蔵していた文書類は、一九二三（大正一二）年九月の関東大震災によって文部省書庫が焼失したため、例外的に他の場所にあったものを除

いて灰燼に帰し、一九四五（昭和二〇）年には戦前戦中の記録をもとにした占領軍からの厳しい責任追及を免れるために多くの文書が焼失された。

したがって「東京大学史関係資料」は、東京大学黎明期からの組織の変遷を明らかにする上で欠くことのできない資料であるのほもちろんのこと、御雇外国人や海外留学生に関する資料を含み、近代日本の大学草創期の教育と研究、学術受容を解明する上でも学術的価値の高い資料であることが評価され重文指定につながった。

一 東京大学前史と事務組織の変遷

東京大学は、一八七七（明治一〇）年四月一二日に創設された。その源流は、徳川幕府が設立し、新政府が接收し復興した三つの機関にさかのぼる。江戸幕府の学問所である昌平黉、蕃書調所から洋学の研究教育機関に発展した開成所、種痘所を幕府直轄とした西洋

医学所（後に医学所と改称）である。

この三つの機関は、明治維新後には新政府に接収され、それぞれ昌平学校、開成学校、医学校として復興された。一八六九（陰暦明治二）年太政官の下に置かれた時代は、昌平学校が大学校（本校）、開成学校と医学校は分局と位置づけられた。さらに一八七〇（陰暦明治二）年には、それぞれ大学、大学南校、大学東校と改称された。「学校」とはこのような教育機関を含んだ学務を総括する行政機関を意味し大学校時代も継承された。文部省が設置されるまでは、学校・大学校・大学の行政部門が教育および文化行政を担った。

大学は一八七一（陰暦明治四）年に廃止され、文部省が設置された。大学南校は南校となり大学東校は東校となった。両学校は一時文部省によって閉校されたが再び開かれた。

南校は第一大学区第一番中学から一八七三（明治六）年には開成学校となり、校舎を神田錦町に構え、諸芸学、鉱山学、法学、理学、工業学の専門学科を設置した。翌年、東京開成学校となる。

東校は大学東校時代から神田和泉町に校舎があり、第一大学区医学校から東京医学校と改称された。

一八七七（明治十）年、東京開成学校と東京医学校を合併して東京大学が創設された。東京開成学校を改組した法理文学部の綜理に加藤弘之、東京医学校を改組した医学部の綜理には池田謙齋が就任した。法理文三学部は、東京開成学校の組織も神田錦町のキャンパスもそのまま受け継ぎ、一方、東京医学校は神田和泉町から本郷キャンパスへの移転のさなかにあり、事務組織も場所も異にしての

スタートであった。本部の組織としては法理文三学部の流れが今日に及ぶことになる。

事務組織に関しては、東京大学の前史においては、南校が一八七一年（明治四）年に「分課諸局章程」を作成し文部省の許可を得た、というのが今日確認しうる最も古い事務分掌である。この時期は、「勤惰調局」が後の事務局庶務部および学生部の任務を担当していた。

一八七四（明治七）年五月には、東京開成学校に学校長以下の事務組織に書記などが設けられた。東京大学として合併された後の一八七七年九月には、職制および事務章程が制定され、本部の権限の拡大がはかられた。それに伴い、書記は記録掛に名称が変更されるなどの措置がとられた。

医学部には、一八七七年時点で、綜理のもと、会計事務、監事局、庶務課、用度課、営繕掛、支給掛、書器掛、編輯掛が置かれていた。医学部は改組前からのキャンパスの移転を完了し、一八七九（明治一二）年に開業式を挙行した。

一八七八（明治一一）年、文部省より、法理文三学部と医学部それぞれに東京大学法学部理学部文学部職制及事務章程、東京大学医学部職制及事務章程が達せられ、諸管理職の職務権限の内容が法的に明確にされた。

その三年後の一八八一（明治一四）年六月、全学を管理する「総理」職が設けられ、全学を対象とした職制が太政官達のなかの東京大学職制によって初めて制定された。七月六日に総理に就任したばかりの加藤弘之は七月一七日には書記分課規定を制定し事務機構を

一元化する。法理文の三学部の記事掛の内、法理文三学部の記録掛と医学部の庶務掛を庶務課、教務に係するものは教務課とし、会計課、編纂課、図書課、理学部博物課、器械課、寄宿課の八課を設置した。ただし一八八五（明治一八年）までは、法理文の三学部と医学部とはキャンパスが離れていたため、庶務、会計、図書、器械の四課は、従前のまま、「大学出勤」と「医学部出勤」とに分かれて執務した。

一八八四（明治一七）年に法学部と文学部が本郷に移転、本部も神田から本郷本富士町一番地に移り¹⁰、鉄門正面に位置した附属医院の二階に事務室を構えた¹¹。翌年には理学部が本郷に移り、法理医文の四学部が本郷キャンパスに集まった。司法省明法寮は一八八四（明治一七）年に文部省に移管されて東京法学校となり一八八五（明治一八）年に法学部に合併した。

このような東京大学の前史および創立期からの歴史を知る上で欠かせないのが、草創期以来、授受、作成、編綴、保存されてきた公文書類である。東京大学の事務組織の変遷の過程で本部庶務課として形成されていった事務組織が作成し保存してきた「東京大学史関係資料」は、文書作成と保存の経緯を伝えながら「東京帝国大学五十年史史料」と東京大学史史料室所蔵資料として保管されることになる。

東京帝国大学五十年史の編纂が始まる一九二八（昭和三）年頃、当時国史研究部の副手で五十年史編纂嘱託であった大久保利謙によると、大学本部にあったのは当座の書類のみで公文書類はキャンパ

スに分散していた。そこでしらみつぶしにキャンパスを探したところ、大久保たちは、「弥生町門並の内側の倉庫から何十年のほこりをかぶった「文部省往復」などを救いだし、医学部の古記録は、薬学教室の小使部屋の物置の柵にびっしりつんであるのを見出した」¹²という。

二 「東京帝国大学五十年史史料」

総合図書館に貴重書コレクションとして保管されている「東京帝国大学五十年史史料」（以下、「五十年史史料」と記す）は東京帝国大学五十年史編纂に用いられた後、編纂室として用いられていた総合図書館の一室にそのままの状態で置かれていたようである。昭和三〇年代後半に総合図書館によって「五十年史史料」として整理され、「五十年史料」ラベルが貼付された。簿冊にはそのほかに大久保の「五十年史史料」の「東京帝国大学庶務課」ラベルも見られる。検索手段としては東京大学百年史編集室が作成した「『東京帝国大学五十年史』目録」がある。

「五十年史史料」は東京大学の前史から創設期に至る重要な公文書類と年史編纂に必要とされた刊行物など総点数四六九点から成る。今回重要文化財指定となったのはこの内、公文書類の三二七点である。

「五十年史史料」の公文書類は、開成所から開成学校―東京開成学校―東京大学法理文学部系統と、医学所から東京医学校―東京大学医学部系統の二系統に大別できる¹³。両系統の簿冊とも四ツ目綴の

和装本で、法理文学部系統は茶色の表紙【写真一】、医学部系統はうす茶の表紙となっている。共に副本が多い。五十年史編纂後、医学部に返還された医学部系統の文書類の正本は、そのほとんどが戦後の紙不足のなかで紙交換に反古として出されてしまったため、「五十年史史料」にのこされた副本は貴重な文書群である。また、司法省法学校関係の文書は同校に関する唯一の第一級史料と言われている。



写真一 統六午南学史系拾大史部之庚午学卷三全行五理法明治三全行五学要類纂(片行五)大含部用面書蔵東の諸達本(副本)校総料

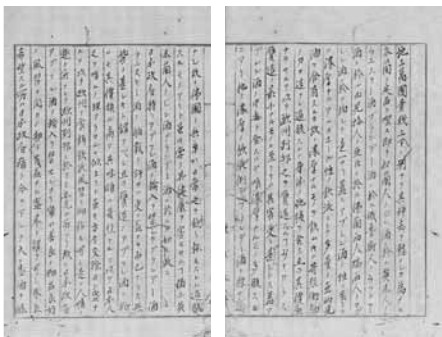
御雇外国人の進言

「五十年史史料」所収の医学部系統の興味深い資料のひとつに、ミュルレル (Muller, Benjamin Carl Leopold 一八二二〜一八九三 ミュラー(むらう)とホフマン (Hoffmann, Theodor Eduard 一八三七〜一八九四) の連名による文部卿兼教部卿に宛てた一八七二年の文書がある。明治政府はドイツ医学を導入すると決め教師を招いたり留学生を派遣したりする方針を大学東校および東校時代に定めた。一八七二(明治四)年にミュルレルとホフマンが招聘され、二人の

建議によって教育改革が進められ医学教育に本腰が入られた¹⁵⁾。『願伺届 明治五年一月ヨリ十二月迄』【写真二】の最後の丁に綴じられた文書は、西洋の文明や文化を積極的に取り入れていたこの時代に、アプシン酒がいかに強い酒かを述べ、そのような西洋の酒類の輸入を禁ずるより麦酒を醸造し日本人民の身体に適応し、害がないものを振興するよう医学的見地を交えた対応策を当時の文部卿兼教部卿大木喬任にうったえたものである【写真三】。



写真二 医学部系統の『願伺届 明治五年一月ヨリ十二月迄』(副本)用箋は片大行三行五学要類纂(片行五)大含部用面書蔵東の諸達本(副本)校総料



写真三 『願伺届』所収のミュルレルとホフマンの連名による文部卿兼教部卿大木喬任宛て一八七二年文書

三 大学史料室所蔵資料に編綴された文書

東京大学史料室（以下、「史料室」と記す）が所蔵する本部庶務課系統の文書としては、「五十年史料」のなかの東京大学法理文学部系統の正本となる簿冊をはじめ、法理文医学部以降の文書群を所蔵する¹⁶。簿冊の様態は洋装本や板目紙大和綴が多い。「五十年史料」と同形態の和装四ツ目綴のものもある。またこれを洋装本にしたと思われる簿冊もある。

『大学南校官籍局 御払下書籍人名帳』

史料室所蔵資料のうち、東京大学の前史をあらわす興味深いもの一つに『大学南校官籍局 御払下書籍人名帳』【写真四】がある。



写真四 『大学南校官籍局 御払下書籍人名帳』（正本）史料室所蔵

和装四ツ目綴で正本であるこの簿冊は安田講堂六階書庫の書架に並んでいた時から目を引いた。史料室所蔵の南校時代の独立した簿

冊はこれ一冊だけである。内表紙を見ると年は判然としない。月は九月である。高野彰の研究によると、官籍局は図書の貸出のみならず教科書を授業に合わせて貸出したり販売したりする業務を担当していた。「払下」とは、書籍の販売「販売」をあらわす。大学南校時代にこのような図書業務をおこなったのは明治三年五月以降は官籍局、明治三年二月と十月は書籍局であったという¹⁷。となると、本簿冊は明治三年九月以降の文書をおさめたものと推察される。大学南校に学んだ人やその教育活動、連携した担当部署の役割を今に伝える一冊である。

文書管理の足跡

史料室が所蔵する「文部省往復」と総称される簿冊のなかで、最も古い文書ものは東京大学創設以前の文書を編綴した『文部省及諸向復 附校内雜記 明治四年 甲』（史料室所蔵）【写真五】である。



写真五 『文部省及諸向復 附校内雜記 明治四年 甲』史料室所蔵

これを見ると、簿冊が四つの時代を映し出していることがうかがえる。背表紙タイトルは金文字で『文部省及諸向復 附 校内雜記 明治四年（甲）』。その下にラベルが貼られていて、「東京大学

庶務部 A1」とある。その下方にタイトルと同じ金文字で「東京帝国大学」とある。目次を見ると、一行目に「文部省及諸向往復附校内雑記 明治四年ノ分貳冊ノ中甲號」と記されている。「明治四年」以下は朱書きである。「諸向往復」という標題を付された簿冊は史料室には明治二年のものからあるが、明治四年分は文部省と文部省以外の文書を一緒に編綴された。目次の用箋はすべて東京大学罫紙（茶、片面一三行）、墨書きで一八丁ある。

つづく文書に編綴された文書の罫紙はやりとりの相手機関を反映して、文部省（片面八行）、大学南校（片面八行）、太政官（片面八行）、大学東校（片面八行）、大学（片面八行）、南校（片面八行）、大学南校（片面八行）などが見られ、文部省、大学南校などには複数の種類の用箋が見られる。全部で六一四丁ある。丁数は朱書きである。なお、後年、用箋の行数などは法令や学内による規定に従って変化していく。

ここから、(一)一八七七年の東京大学創設以前の前身諸機関の文書に対して、(二)明治期東京大学時代に目次が作成され、(三)一八九七年以後、東京帝国大学庶務課時代に洋製本され、おそらくこの時代には別の簿冊から類推されるように「五十年史史料」と同様の「東京帝国大学庶務課」のラベルが添付され管理番号が振られた場合がある。(四)新制東京大学庶務部時代に引き継がれ、一九五九年に庶務課が庶務部となつてから『文部省往復』は庶務部文書中の「A」に分類され、「東京大学庶務部 A」のラベルが添付され管理番号が付された、という四つの段階が読み取れる。

目次の部立ては、「達之部」「准允之部」「伺之部」「上申之部」「届之部」「校内雑記」となっている。それに続いて各部ごとに件名と丁数が墨書きされている。「文部省往復」は一八七八（明治一一）年まで「准允」関係の文書を取める。一八七九（明治一二）年以降は、『文部大臣准允』や『文部省准允』と題して内容分類による標題が付されて独立して編綴されるようになる。

また、年代表記は、一八七三（明治六）年六月一二日に諸公文署名式が改正され、諸公文は干支ではなく年月日を用いることとなつた。『文部省往復 明治六年 甲』の簿冊には、壬申（明治五年）、明治七年のものを含まれているが、綴じられている文書には、元号で標記されているもの、干支で標記されているものの両方が見受けられ、法令改正を受けて徐々に変化していった様子が見える。

明治の組織の変遷や文書の形成、記録管理や文書行政を映し出す近代史料の一つとしても「東京大学史関係資料」は貴重な資料群となつている。東京大学における文書管理規定の変遷を後掲「東京大学における文書管理規定の調査」にまとめた【表一 東京大学における文書管理規定の調査】。文書規定に関しては、『文部省往復』に文部省の「文書管理関係規定が収録されている可能性」が指摘されている¹⁸。東京大学と文部行政を含む近代日本の文書行政を知る上でもさらなる調査の進展が待たれる。

四 東京大学の創設をあらわす文書

東京大学創設にかかわる文書は、文部大輔田中不二磨から東京開成学校と東京医学校に宛てて発せられた。東京開成学校宛ての文書は史料室所蔵『文部省往復 明治十年 甲』（正本）【写真六】に、東京医学校宛てのものは総合図書館所蔵「五十年史料」の『本省諸学校来翰 明治十年一月ヨリ十二月マテ』（副本）【写真七】に編綴され、東京大学の前史と事務組織の変遷、資料保存の経緯を伝えている。



写真六 東京大学創立に伴った文書（一八七七年）の複製（片紙）
東京開成学校宛ての文書（一八七七年）の複製（片紙）
文部省往復（正本）
明治十年四月十日 文部省 野村胡堂
東京大学 改稱以降



写真七 東京大学創立に伴った文書（一八七七年）の複製（片紙）
東京医学校宛ての文書（一八七七年）の複製（片紙）
文部省往復（副本）
明治十年一月ヨリ十二月マテ 東京大学 五十年史料
本省諸学校来翰（一八七七年）の複製（片紙）
文部省 野村胡堂

「文部省往復」における副本調査

史料室所蔵の「文部省往復」や「学内往復」などには主として明治一〇年代の正本を筆写した副本がある【写真八】。正本は現存せず副本しかないものもある。「副書」作成の年月日や筆写した人の名字と思われるものが記された半紙の貼付がみられる簿冊もある。「文部省往復」に関してみると、副本に付された標題に沿って、新製の東京大学庶務部のラベルによるA分類の番号が付されているが、その標題は中身と齟齬があった。そこで中身と正本とを照らし合わせてタイトルを付して副本を並び替えたところ、「甲」「乙」「丙」の順ではないものと同じく簿冊に貼付されている東京帝国大学庶務課による大きいラベルに記された整理番号に沿った並び順となった。【表一 文部省往復における副本調査】。



写真八 洋装本は正本、手前の板目紙四ツ目綴りの簿冊はその副本 史料室所蔵

五 帝国大学時代の文書取扱規定

東京大学は帝国大学令の公布により一八八六（明治一九）年三月に帝国大学となる。この時、工部省が設置し文部省直轄となっていた工部大学校は、工芸学部と合併して帝国大学における工科大学として位置づいた。内務省が設置し農商務省が管轄していた駒場農学校と東京山林学校は合併して東京農林学校となり、一八九〇（明治二三）年に農科大学と改称し帝国大学の所属となった。

一八八六（明治一九）年、庶務課は改組され書記官室が設けられる。それから数年を経ないうちに全学の長の名をもって発せられる達は大学として決定した規則や支持を組織内に行き渡らせるシステムとしての完成をみる¹⁹⁾。

一八八九（明治二二）年四月一五日、帝国大学文書取扱規定が制定される。この文書は、「五十年史史料」の『帝国大学第四年報』（明治二二年一月～一二月）、学規の部の四月一五日に収められている。原義は史料室所蔵『検印録 明治二十二～二十三年』に綴じられている²⁰⁾。「帝国大学文書取扱規定」【写真九】では、外部と学内との文書は書記官室を通してやりとりされること、起案文書の外部に発送するまでの文書の流れが、それぞれ通常の場合、総長親展の文書の場合、各部署または各職員の場合、総長親展／各部署または各職員宛ての至急の場合について記され、往復主任よりの文書、各部署と書記官室、各部署の文書と往復主任・往復主任から記録主任へという文書の流れとそれに伴う手続きが示される。最終的に処分完了した文書は記録主任が類別彙纂して簿冊とし、書記官が保管

し、他日の参照の便に供する旨など記されている。

本部は一八九四（明治二七）年、元外国人教師館一棟（工学部六号館の辺り）を事務室とした²¹⁾。

六 東京帝国大学時代の文書

一八九七（明治三〇）年に京都帝国大学が創設されたのに伴い、帝国大学は東京帝国大学と改称した。

本部は、一八九九（明治三二）年から旧外国人教師館二棟にあって、その二年後、工科大学土木工学教室新築に伴い東側の元外国人教師館二棟を執務の場とした。一九一〇（明治四三）年になると、本部は、和風二階建ての前田家の別邸を移築し山上会議所と呼ばれていた建物に移った²²⁾。

一九二二（明治四五）年に書記官室は庶務課に戻る。簿冊のなかには東京帝国大学庶務課と記されたラベルに分類記号や番号が付されたものがあるが、これは一九〇二年から一九四七年に東京大学と改称されるまでの間の文書管理を伝えるものと考えられる。

一九二八（昭和三年）に庶務課は安田講堂一、二階南側に移転した。大学紛争の折にはごく古い文書を残して一時山上会議所に避難した



写真九 帝国大学文書取扱規定
『帝国大学第四年報』
東京大学総合図書館
『五十年史史料』所蔵

が、一九七九（昭和五四）年、本部庁舎に移るまでは安田講堂にあった²⁴。紛争時、安田講堂に残されていた昭和初期から三十年頃までの庶務部文書は失われたが、古いものは「事務職員の献身的な努力」により保存書庫に移されていたため難を逃れた²⁴。

東京帝国大学時代の文書も多岐にわたる。一九二二（大正一〇）年の間に庶務課における往復書類の件数調べが『秘書 自大正十一年至大正十四年』（正本 史料室所蔵）に綴じられている²⁵。本簿冊の最後の丁に綴られた「大正十年（自一月至十二月）一箇年間 東京帝国大学庶務課往復書類件数調」を見ると、「学外往復」と「学内往復」に大別され、「学外」は「一、文部省」、「二、諸向」として文部省以外の官庁、諸学校、病院、各府県郡市町村役場等、「三、職務」関連と三つに分類する。「学内」は会計課、営繕課、農学部、伝染病院研究所、航空研究所、それ以外の各部各局と六つに分けられている。

このように編綴された文書のほかにも「件銘簿ニ記帳セスシテ処理セシ書類少カラサルモ一々計上スルコト能ハス」とあるように記帳しないで処理された文書が少なくないことがわかる。

大正十年（自一月至十二月）一箇年間 東京帝国大学庶務課往復書類件数調

一、学外往復件数 三、一七〇件

内訳

一、文部省一、五二六件（右ノ内進退ニ関スルモノ四二九件、庶

務ニ関スルモノ 一、〇九七件ナリ）

二、諸向（文部省以外ノ官庁、諸学校、病院、各府県郡市町村役場等）六九〇件

三、職務ニ関スル件 九五四件

一、学内往復件数 六、九三五件

内訳

一、会計課 一、三四〇件

二、営繕課 一、七六四件

三、農学部 七八二件

四、伝染病允研究所 八六件

五、航空研究所 一〇二件

六、前期以外ノ各学部各局 二、八六二件

総計一〇、一〇五件

（右ノ外件銘簿ニ記帳セスシテ処理セシ書類少カラサルモ一々計上スルコト能ハス）²⁶

足尾銅山鉍毒問題

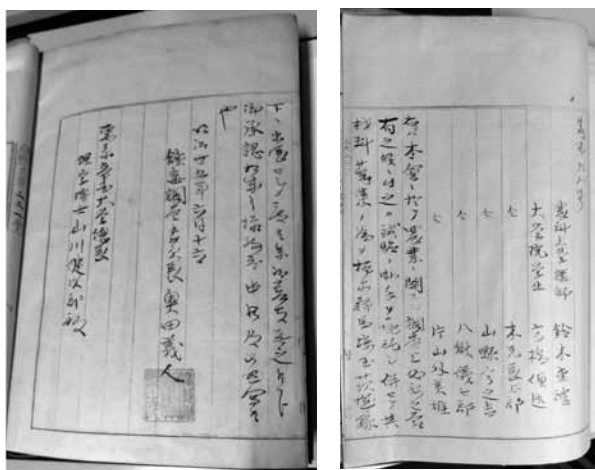
大学と研究、社会問題とのかかわりを示す文書も注目される。日本で最初の公害事件として有名な足尾銅山鉍毒問題に関しては、帝国大学から東京帝国大学時代にかけての文書にみることができる。

足尾銅山鉍毒問題は、一八九〇（明治二三）年の渡良瀬川下流域の

大洪水によって社会問題として顕在化し、一八九一（明治二四）年に栃木、群馬両県の依頼により帝国大学農科大学助教長岡宗好、おなじく古在由直が実地調査をおこなうことになった²⁷⁾。それに關する記録が史料室所蔵の『諸官庁往復 明治二十四年』（正本）に綴じられた「足尾銅山鉍毒の件に関する照会」にみる事ができる²⁸⁾。群馬県新田郡は鉍毒の分析を医科大学教授丹波敬三に依頼、それに関する一八九二（明治二五）年の文書は『諸学校郡区役所警察署病院往復 自明治二十五年至明治二十六年』（正本 史料室所蔵）に綴じられている²⁹⁾。

足尾銅山鉍毒問題の調査は一九〇二（明治三五）年よりあらたな段階を迎え、全国的な公害問題の一環として位置づけられる。桂太郎内閣のもとに設置された鉍毒調査委員会の委員長に法制局長官の奥田義人が就任し、東京帝国大学の農科大学教授の古在、おなじく本多静六などが委員となる。『足尾銅山鉍毒事件関係資料』の編者の一人、堀口修によって古在の徹底した調査とそれに基づいた見解、「東京帝国大学の教授、助教授、学生、さらには一高生が一体となって命の危険もかえりみず調査を成功させようとしている」³⁰⁾と評された調査に関わる文書を史料室所蔵資料に見出すことができる。本多静六が鉍毒委員として栃木県や群馬県に出張する折に大学院学生の万年信吉を助手として同行させる許可を求めた鉍毒調査委員長奥田義人から東京帝国大学総長理学博士山川健次郎宛の一九〇二（明治三五）年四月一四日付け文書（内閣野紙 片面一〇行）³¹⁾や、鉍毒調査委員会において農業に関する調査の必要から試験の助手として

囑託し、併せてその材料収集のため栃木県、群馬県、茨城県への出張の許可を求めた一九〇二（明治三五）年六月一六日付、鉍毒調査委員長奥田義人から東京帝国大学総長理学博士山川健次郎宛て文書（内閣野紙 片面一〇行）【写真一〇】である³²⁾。後者には、「農科大学講師 鈴木重禮／大学院学生 高橋禎造／木元長太郎／山縣宇野吉／八鍬儀七郎／片山外美雄」の名が挙げられていて、群馬県宇野書の一九〇二（明治三五）年「六月一九日付芭楽・山田・新田各郡長宛県内務部長通牒」にその名が含まれているが確認できる³³⁾。なお、足尾銅山鉍毒問題については、史料室では古在由直史料にも資料がある。東京大学経済学部資料室には足尾銅山鉍毒問題コレクションがある。



写真一〇 一九〇二（明治三五）年六月一六日付、鉍毒調査委員長奥田義人から東京帝国大学総長理学博士山川健次郎宛て文書（内閣野紙 片面一〇行）
明治三十五年（正本）二九八丁 史料室所蔵

ヘレン・ケラーの来日

ヘレン・ケラーが一九三七（昭和一二）年に初めて来日した時、長与又郎総長が歓迎委員会委員として携わったことを示す、ヘレン・ケラー女史歓迎委員会委員長より長与又郎総長宛ての一九三七年三月八日付文書³⁴がある【写真一】

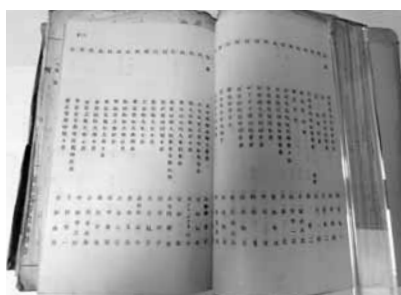
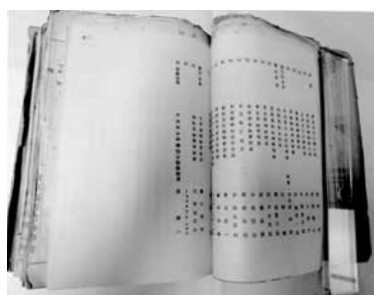
写真一 ヘレン・ケラー女史歓迎委員会委員長より長与又郎総長宛て

一九三七年三月八日付文書「諸向学内関係 昭和十二年（正本）

一一五丁 史料室所蔵



ヘレン・ケラーを歓迎する委員会が設けられ、委員には駐日米国外使ジョセフ・C・グルー（Joseph Clark Grew 一八八〇～一九六五）や教育者、日本基督教婦人矯風会の会頭や会員、実行委員には日本聾話学校の創設と運営に力を尽くしたヘレン・ライシャワー（Helen Reichauer 一八七八～一九五六）の名が見られる【写真一二】。一九三七年四月一八日には東京会館において「ヘレン・ケラー女史歓迎晩餐会」が開かれ、その要項も綴られている。この



写真一二 ヘレン・ケラーの歓迎委員会の名簿 同前簿冊 103～105丁

晩餐会でスピーチをしたグルーは、廣部泉の研究で述べられているように、「余りに心を打たれて準備した草稿を打ち捨てて、感じたままを演説するほど」であり³⁵、「決して忘れまいと思う会合」であったと記した³⁶。

大学自治

東京帝国大学の大学自治をめぐる案件に関しては、六帝大が連絡委員会を設けて文部省と折衝した経緯を取めた『厳秘』大学問題関係書昭和十三年自八月至十一月（正本 史料室所蔵）がある。新制大学第二代総長矢内原忠雄は、一九五二年の卒業式でこの案件を、真理の探究をおこなう学問的精神に必要な自由と平和の皆たる大学における自治の問題、として取り上げた³⁷。

戦時下の大学院特別研究生制度

戦時下の文書には、東京大学における大学院特別研究生制度（文部省令第七四号、一九四三年九月二九日発令、同年一〇月一日実施）の運用を示す記録がある。特研究生制度は、在学徴集延期を認めない「在学徴集延期臨時特例」（勅令第七五五号、一九四三年一〇月二〇日）にわずかに先立って制定され、兵役免除、入学金および授業料無料、学資支給をうたった³⁸。しかし、実際には、徴兵や応召に関する特別研究生の扱いには陸軍省が影響力をもっており、全ての特研究生が一律に兵役を免除されたのではないことなどがこれらの簿冊からわかる。戦後は、研究事項を「平時ノ研究事項」に変更し、日本育英会制度に移行、一九五〇年度からは大学院研究奨学生と改称され、一九五八年に運用が中止された。

七 新制東京大学創設までの文書

東京帝国大学は一九四七年一〇月に東京大学と改称し、一九四九年五月三一日に新制東京大学の創立をみた。

新制大学構想については、新大学制実施準備委員会、教養学部設立委員会、東京大学設置認可申請に関する簿冊がある。新大学制実施準備委員会は、一九四七（昭和二二）年六月一〇日、東京帝国大学が新制大学への移行に伴う諸問題全般を審議調査する目的で南原総長によって発足した機関である。

新制の東京大学誕生に至る道筋は日本の教育改革と深いかかわりがあった。第一次アメリカ教育使節団が一九四六年三月に来日する

のに先立ち、それに協力する目的で日本側教育家委員会が発足した。委員長には一九四五年一月に東京帝国大学総長に選出されたばかりの南原繁が選ばれた。委員会は使節団に対応するだけでなく自主的に報告書を作成し使節団と日本政府に提出し、六・三・三・四制の単線型の学校制度の導入などに影響を与えた。

同じ頃、南原は東京帝国大学教育制度研究委員会（一九四六年三月～四月末）を提案し組織した。委員長には日本側委員会において学制問題主査を務め六・三・三・四制の報告書をまとめた文学部の戸田貞三、監事に文学部の海後宗臣、委員に戦前「矢内原事件」で辞職し戦後復帰した経済学部の矢内原忠雄をはじめ各学部から任命された全十一名によって構成された³⁹。

一九四六年一〇月、日本側教育委員会を継承して教育刷新委員会が発足し、南原は副委員長後に委員長を務め、戸田貞三は六・三・三・四制の提案をまとめた。教育刷新委員会は一九四七年一月に六・三・三・四制を内閣総理大臣にあてて提出した。

これに伴い、一九四七年一〇月より東京帝国大学は東京大学（旧制）と改称し、新しい教育制度に再編成する作業を継続した。

また教育刷新委員会が建議した教育基本法は、その前文において「個人の尊厳」と「真理と平和を希求する人間の育成」を謳い、一九四七年三月に学校教育法とともに公布された。

連合国軍の占領期におこなわれた教育改革でその骨格形成に携わった南原繁は新制東京大学発足を主導する。南原は一九四七年六月、新大学制度実施準備委員会を発足させ委員長に就任した。新大

学制度実施準備委員会では教養学部創設や学部・研究所などの再編や創設に関する問題、大学院についての問題などを十一の特別委員会に分かれて審議した。

新大学制実施準備委員会と平行する形で、一九四八（昭和二三）年五月二五日に教養学部設立委員会が設置された。『教養学部設立委員会』（正本 史料室所蔵）と題された簿冊には南原繁総長の「新制大学創設については、大学設置委員会にかけることになつているので、書類が急がれているので、この委員会を作り、さしづめ人事と設備について審議してゆきたい」と記された文書が収められている⁴⁰。

『東京大学設置認可申請書 昭和二十三年』（正本 史料室所蔵）には新大学制実施準備委員会（一九四七年六月設置）の審議を経て、東京大学設置認可書類が文部省に宛てて提出されたという文書が綴られている。「第一 東京大学設置要項」の「一、目的及使命」には、「教育基本法の精神に則り、学術文化の中心として広く知識を授けらるゝと共に、深く専門の学術を教授研究し、平和的・民主的な国家社会の形成に寄与するに在る」と記されている。この文言は教育基本法制定に関わった南原繁総長の意向を受けたものとみられている⁴¹。大学設置委員会は一九四九年三月一日に新制東京大学設置を承認、五月に新制東京大学の創設をみた。一九五九（昭和三四）年に庶務課は庶務部となる。

おわりに

「五十年史史料」は先にも述べたように総合図書館の書庫において保管されている。総合図書館の「貴重書の利用」規程に則って閲覧可能である。「『東京帝国大学五十年史料』目録」（東京大学史料目録一〇 東京大学百年史編集室 一九八三年）がある。

史料室収蔵分の資料群は、改修工事に伴い安田講堂から同じ本郷キャンパスの医学部一号館に二〇一二年一〇月より史料室とともに移転している。その際、収蔵庫の窓ガラスには紫外線カットフィルムを貼りブラインドを下げ、蛍光灯も安田講堂の時と同様、紫外線カットのものを備えた。東京大学史料室利用規則に則り、資料の状態に応じて原本やマイクロフィルムによる閲覧などが可能である。「東京大学史関係資料」のなかの文書ゆえの情報も少なくない。所蔵資料適切に保存し、デジタルアーカイブ化や検索システムを整えていくことは、永続的に資料群を伝え、国際的にも広く活用されるための課題である。

¹ 東京大学における「本部」とは、総長室、事務局、学生部、附属図書館の総称であり、明治二〇年頃から起こった概念であるが、大学の公式の呼称ではないとされている。今日の本部は神田錦町にあった東京開成学校を起源とする法理文三学部の事務組織を継承したものの（東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史 部局史四』東京大学、一九八七年、一〇一七頁）。

² 活用された文書については、寺崎昌男「大学文書の保存と活用を―『東京大学百年史』の編纂体験に寄せて」『プロムナード東京大学史』東京大学出版会、一九九二年、一九八～二一三頁。寺崎昌男「東大史料―この貴重文書に（こころ）」『UP: University press』第一九卷第九号、一九九〇年九月、二六～三〇頁。

³ 「東京大学史関係資料」、文化庁文化財部監修『月刊 文化財』五九七号、第一法規株式会社、平成二五年六月、四三～四四頁。

⁴ 『東京大学百年史 通史一』一九八四年、一二五～一二八頁。

⁵ 『東京大学百年史 部局史 四』一九八七年、一〇二七頁。

⁶ 同前書、一〇二二～一〇二五頁。

⁷ 同前書、一〇二六頁。

⁸ 同前書、一〇二七頁。

⁹ 前掲書『東京大学百年史 通史一』、四三〇～四三二頁。『東京大学百年史 資料三』一九八六年、八三二頁。前掲書『東京大学百年史 部局史 四』、一〇二八～一〇三〇頁。

¹⁰ 前掲書『東京大学百年史 資料三』、八三九頁。

¹¹ 前掲書『東京大学百年史 部局編 四』一〇三〇頁。

¹² 大久保利謙「『東京帝国大学五十年史』の編纂に関する想いで」『学内広報』一九七五年一〇月二〇日、第三〇〇号、八～九頁。五十年史編纂については、大久保利謙「『東京帝国大学五十年史』の編纂について」『東京大学史紀要』第一号、一九七八年二月、東京大学百年史編集室、一二一～一二三頁。

¹³ 「五十年史史料」については、小熊伸一「『東京帝国大学五十年史料』

目録について」一九八三年六月、『東京大学史史料目録一〇』『東京帝国大学五十年史史料目録』東京大学百年史編集室、一九八三年七月。
¹⁴ 小川千代子「SAAと大学アーカイヴズについて」、東京大学百年史編集室『東京大学史紀要』第四号、一九八三年七月、二四～二五頁。

¹⁵ 『東京大学百年史 通史一』二二七頁。ミュレルは日本滞在中のことを『東京―医学』（訳者：石橋長英・小川鼎三・今井正、日本国際医学協会、一九七五年）に記している。学内の銅像については『レオポルト・ミュレル銅像除幕式』（日本国際医学協会）がある。

¹⁶ 指定された主な文書群については、拙稿「重要文化財指定『東京大学史関係資料』」『東京大学史史料室ニュース』第五一号、二〇一三年一月三〇日、四～五頁。現在、大学史史料室が保管している「庶務部資料」は、一九七六年当時は総合図書館保存書庫にあり、一九八五年頃には東京大学百年史編集室に移管されていたもの、当時は現用文書であったもの一部、安田講堂脇の倉庫（現在はローションとなっている）にあったもので移管されたものから成る。東京大学の本部庶務部文書は、「五十年史史料」と史料室所蔵資料、一九七六年段階では現用文書であったもので史料室に移管されていないもの、および、一九五八年までは文書掛が一括して整理していたが、その後、東京大学文書処理規程がない時期に各諸管が保存していると考えられる文書があるという（第一回百年史編集室研究会 要旨）一九七六年五月一七日（月）於：安田講堂五階 百年

史編集室、『東京大学百年史編集室所蔵 東京大学事務局資料目録』(コクヨB五フラットファイル(水色)の後半以降に編綴)。これら保存書庫および現用文書に関する一九七六年五月段階の調査は、百年史編集室の酒井豊専任室員(当時)、加藤瑛子室員(当時)によってなされ、『東京大学事務局庶務部資料目録』(一九八五年一月)にまとめられている。

¹⁷ 高野彰『明治初期東京大学法理文学部図書館史』ゆまに書房、二〇〇四年、五〇―一頁。

¹⁸ 下重直樹「解説三 内政・経済関係庁における公文書管理」、中野目徹・熊野史雄編『近代日本公文書管理制度史料集 中央行政機関編』(岩田書院、二〇〇九年) 一二〇―七頁。

¹⁹ 「達」については、所澤潤「東大の記録管理(二)達(たつし)」『東京大学史史料室ニュース』第六号(一九九一年三月三〇日、四―五頁)と同「東大の記録管理(一)達」『同前』第一七号(一九九六年一月三〇日、一―三頁)。所澤潤「解説 文書の流れと東京大学年報―付・手稿本取扱い情報一覧」『東京大学年報』所収に詳しい。
²⁰ 所澤潤「東大の記録管理(一)」明治二二年の帝国大学文書取扱規定』『東京大学史史料室ニュース』第五号、一九九〇年一〇月一二日、二―三頁。
²¹ 前掲書『東京大学百年史 部局編 四』、一〇三五頁。
²² 同前書、一〇三八―一〇三九頁。山上会議所の跡地には、現在、山上会館が建っている。

²³ 同前書、一〇八四―一〇八六頁。

²⁴ 前掲寺崎「東大史料―この貴重文書について」二八頁。

²⁵ 「秘書」については、中野実「沿革史料紹介―『秘書』―」『東京大学史史料室ニュース』第二号、一九九九年三月三二日、四―五頁。
²⁶ 「秘書 自大正十一年至大正十四年」(正本 史料室所蔵)の一番後ろの丁に綴じられた文書。適宜筆者が改行した。

²⁷ 高木潔「第一章 公害被害の顕在化 第一節 銅と日本資本主義 三 鉱毒問題の生起」、鹿野政直編著『足尾銅毒事件研究』三一書房、一九七四年七月、三〇―四〇頁。

²⁸ 「足尾銅山鉱毒の件に関する照会」『諸官庁往復 明治二十四年』(正本)、四二九―四三二丁、史料室所蔵。

²⁹ 「群馬県新田郡役所ヨリ足尾銅山ヨリ流出セシ鉱毒分析方ニ付丹波教授其他ノ者派遣ニ係ル費額年調方照会」『諸学校郡区役所警察署病院往復 自明治二十五年至明治二十六年』(正本)一六―一九丁、史料室所蔵。

³⁰ 堀口修「足尾銅山鉱毒事件と科学者古在由直博士」、東京大学出版会編『UP: University Press』三八(九)、二〇〇九年九月、四八―五五頁。

³¹ 「鉱毒調査委員会ヨリ林学科学学生萬年信吉ニ栃木外一県下へ出張命シ度旨照会」『官庁往復 明治三十五年』(正本)二四七丁、史料室所蔵。

³² 「鉱毒調査委員会ヨリ林学科学学生萬年信吉ニ栃木外一県下へ出張命シ度旨照会」同前簿冊、二四五―二五二丁所収。「鉱毒調査委員会長ヨリ農科大学講師鈴木重禮外五人農業ニ関スル調査囑託並出張

ノ件照会」同前簿冊、二九七〜二九八丁。

³³ 同前、二九八丁。群馬県庁文書第五分冊、一九〇二（明治三五）年「六月二十九日付邑楽・山田・新田各郡長宛県内務部長通牒」、「鉦毒調査委員会ヨリ左記委員及囑托員農薬物二関スル各種試験ノ為本県下へ出張可相致ニ付貴衙若被害地町村役場ニ対シ調査材料等要求有之候ハ、諸事便利ヲ与ヘラレ且町村役場ニ於テモ同様ニ取扱候様御示達相成度此段及通牒候也（後略）」に掲げられた鉦毒調査委員の坂野初次郎や古在由直をはじめとする「人名」のなかに農科大学講師鈴木や大学院生高橋たちの名は含まれている（佐藤能丸「第三章内閣鉦毒調査委員会と、鉦毒処分」第二節 一九〇二年の被害の様態 一 鉦毒調査委員会への期待」、前掲鹿野編著『足尾鉦毒事件研究』、三七四〜三七五頁）。

³⁴ 「ヘレン・ケラー女史観迎委員会ニ関スル件」『諸向学内関係 昭和十二年』（正本）一一五丁、史料室所蔵。

³⁵ 廣部泉『グルー―真の日本の友―』ミネルヴァ書房、二〇一一年、九八〜九九頁。

³⁶ 「日本、ヘレン・ケラーを迎える」（ジヨセフ・C・グルー（石川欣一訳）『滞日十年 上』（毎日新聞社、一九四八年、二七四〜二七五頁）と題して記している。

³⁷ 「蛇のごとくさくさく」一九五二年三月二十八日卒業式のことば―』『大学について』東京大学出版会、一九七三年、四八〜四九頁。

³⁸ 特研究生制度ができた経緯について、当時、東京帝国大学の書記官・庶務課長であった石井勲は、この制度につながる発案を自身が内田

総長になしたと述べる。これを内田祥三総長が学部長会議にはかり具体案を作成、東條首相に申し込んだところ直ちに同を得、制度の成立をみたという（「決戦下の東大と東條首相 二 美しい思い出―特別研究生制度の創設」一七〇〜一七三頁、『東大とともに五十年』（一九七八年、原書房）所収）。大学院特別研究生に関する目録としては、拙稿「『大学院特別研究生関係』資料目録（一九四三〜一九四五年度）」『東京大学史紀要』第一七号、一九九九年三月、六五〜一一三頁がある。

³⁹ 寺崎昌男（編纂・翻刻並解題）「『東京大学 教育制度研究委員会記録』（一九四六年・海後宗蔵）」『東京大学史紀要』第七号、一九八九年三月、四五〜九一頁。

⁴⁰ 『東京大学百年史 通史三』一九八六年、一二四頁。

⁴¹ 同上、七四頁。戦後教育改革と南原については、山口周三『資料で読み解く南原繁と戦後教育改革』東信堂、二〇〇九年一月、前掲『東京大学百年史 通史三』を参照した。

（おがわ ちずえ 東京大学史史料室）

表1 東京大学における文書管理規定の調査

| | | 東京大学 文書規程・「本部」庶務課/部に関する事項 | | 典拠 | 文部省における公文書管理とそれに関する制度等 | | |
|------|-------------------|---------------------------|---|--|------------------------|--|------------------|
| 1885 | 明治18年 12月 末 | | 東京大学及工部大学校職員 総理 同心 理事 副総理 大学出仕 副校長 器品課 監督 博物館監督 図書館監督 器品課 監督 編輯所監督 化学品取扱所監督 編輯方 書記 属 御用掛 雇員 嘱託員 | 『東京大学百年史 通史一』806～807頁。 | | | |
| 1886 | 明治19年 3月 | 2日 | 帝国大学に改組 | | | | |
| 1886 | 明治19年 | | 庶務課を改組し、書記官室が設置される | | | | |
| 1886 | 明治19年 12月 末 | | 帝国大学… 総長 評議館 書記官 図書管理 植物園管理 書記 雇員 / 法医工科大学… 学長 教頭 監 教頭心得 教授 助教 講師 舎 監 書記 助手 雇員 外国教師 / 長 事務主任 書記 助手 雇員 同委員 同補助 | 『東京大学百年史 通史一』806～807頁。 | | | |
| 1889 | 明治22年 4月 | 15日 | 帝国大学文書取扱規定 制定 | | | | 文部省制定 (法規、16) |
| 1890 | 明治23年 11月 | 7日 | 帝国大学職員官等改正及定員 勅令 270 | 『東京大学百年史 通史一』818～822頁。 | | | 文部省制定 (法規、73) |
| 1893 | 明治26年 | | 帝国大学官制 井上教文 相期 | 『東京大学百年史 通史一』824頁。 | | | 文部省内達 (法規、16) |
| 1897 | 明治30年 | | 東京帝国大学と改称 | | | | |
| 1897 | 明治30年 6月 | 18日 | 東京帝国大学官制 勅令 第210号 | 『東京大学百年史 通史二』8頁。 | | | |
| 1902 | 明治45年 | | 書記官室は、庶務課に戻る | | | | |
| 1902 | 明治45年 4月 | 1日 | 庶務課、営繕課設置の件 達第4号 | 書記官室を庶務課に改める。庶務・会計・営繕の3課がそろうたが、掛は設けられない。 | | | |

表1 東京大学における文書管理規定の調査

| 東京大学 | | 文書規程・「本部」庶務課/部に関する事項 | | 典拠 | 文部省における公文書管理とそれに関する制度等 | | | | |
|------|----------------|----------------------|-------|---|--|--------------|-----|--------------------------|------------------|
| | | | | | 1912 | 明治45年 6月 | 5日 | 文部省記録規則並文部省文書 保存及び類規則 | |
| | | | | | 1925 | 大正14年 10月 | 15日 | 文部省文書処理規定 | 文部大臣法裁 |
| | | | | | 1939 | 昭和14年 7月 | 8日 | 文部省文書処理規定細則 | 省議決定 |
| | | | | | 1940 | 昭和15年 4月 | 17日 | 文部省総動員員機密取扱規定 | 文部省訓令 |
| | | | | | 1940 | 昭和15年 4月 | 17日 | 文部省機密文書取扱規定 | 文部省訓令 |
| | | | | | 1943 | 昭和18年 12月 | 1日 | 各局課連絡会議規則 | 文部省訓令 |
| 1945 | 昭和20年6月 16日 | 帝国大学庶務規程制定 | 文部省訓令 | 帝国大学に事務局と学生部を置く。事務局には、庶務・会計・営繕の3課を置く。これまでは、東京帝国大学には、事務組織として、庶務課・会計課・営繕課・学生課の4課が置かれていたが、法規上、明文化されていない。帝国大学庶務規程を受けて、東京帝国大学は、事務局に書記室および庶務・会計課の3課、学生部に学生・動員の2課および学生診療所を置くことされた。 | 『東京大学百年史 通史三』172～174頁。 『東京大学百年史 資料三』894頁。 | | | | |
| 1946 | 昭和21年4月 1日 | 帝国大学官制 | 勅令205 | 東京帝国大学官制廃止。書記官・事務官・書記が文部事務官に統一。 | 『東京大学百年史 通史三』174頁。『東京大学百年史 資料三』897～898頁。 | | | | |
| 1947 | 昭和22年9月 30日 | 東京帝国大学を東京大学と改称 | | | | | | | |
| 1949 | 昭和24年5月 31日 | 新制東京大学創設 | | | | | | | |
| | | | | | 1949 | 昭和24年 8月 | 17日 | 文部省文書処理規程 | 文部大臣敕定 総令第47号 |
| 1950 | 昭和25年 | | | 事務局には、庶務・会計・営繕・器材調達等の4課、厚生部に2課が置かれる。 | 『東京大学百年史 通史三』174頁 | | | | |
| | | | | | 1953 | 昭和28年 6月 | 30日 | 文部省内部部局文書処理規程 | 文部省訓令 |

表1 東京大学における文書管理規定の調査

| 東京大学 文書規程・「本部」庶務課/部に関する事項 | | 文部省における公文書管理とそれに関する制度等 | |
|---------------------------|------------|---|--|
| 1953 | 昭和28年10月 | 事務局は4課、40掛。庶務課は学務掛(第一学務、第二学務、第三学務) | 【東京大学百年史 通史三】174頁、【東京大学百年史 部局史四】1075頁。 |
| 1957 | 昭和32年5月22日 | 新制の学位事務は庶務課第三掛で扱うことになる。旧制の学位論文は従来通り庶務課文書掛で扱うこととなる。 | 【東京大学百年史 部局史四】1079頁。 |
| 1958 | 昭和33年 | 昭和33年以降、東京大学が文書の処理に関する規程を持たないために、それ迄は文書掛が一括して整理していたさまざまな書類が、すべて所管掛の手に最終的な処理がゆだねられるようになった。 | 【東京大学百年史 通史三】174、513～515頁。 |
| 1959 | 昭和34年 | 庶務課は、庶務部となる | 【東京大学百年史 通史三】174、513～515頁。 |
| 1959 | 昭和34年3月23日 | 事務局に部を置く国立大学及び事務部に課を置く学部等を指定する訓令 | 【東京大学百年史 部局史四】1075～1077頁。 |
| 1960 | 昭和35年2月1日 | 庶務部庶務課は研究連絡掛を新設。第一学務課→法規掛。第二学務課→学務掛。第三学務課→大学院掛に改称。 | 【東京大学百年史 部局史四】1075～1077頁。 |
| 1964 | 昭和39年4月1日 | 庶務部人事課に第三給与掛を新設。 | 【東京大学百年史 部局史四】1075～1077頁。 |
| 1965 | 昭和40年4月1日 | 庶務部は庶務課に企画掛を新設。庶務部の学務・研究連絡・大学院の各掛をもって学務課を新設。このとき、大学院掛は、第一大学院と第二大学院の2つの掛に改めた。 | 【東京大学百年史 部局史四】1075～1078頁。 |
| 1970 | 昭和45年4月1日 | 庶務部人事課の調査掛は第三任用掛に名称を改める | 【東京大学百年史 部局史四】1091頁。 |
| 1941 | 昭和46年7月1日 | 庶務部学務課に入試掛を新設。 | 【東京大学百年史 部局史四】1093～94頁。 |
| | | | 1968 昭和43年10月21日 文部省文書処理規程 |
| | | | 文部事務次官 決裁 |
| | | | 文部省・文化庁訓令第1号 |

表1 東京大学における文書管理規定の調査

| 東京大学 文書規程・「本部」庶務課/部に関する事項 | | 典拠 | 文部省における公文書管理とそれに関する制度等 | | | |
|---------------------------|------------|--|-------------------------|--|--|--|
| 1942 | 昭和47年4月1日 | 庶務部庶務課の企画掛と広報室を合わせ、庶務部に広報企画課を設置。これにより、大学改革等の資料を収集し、保存して総長室等の要求に応ずるため、設けられた資料室(1969.7.15設置)は、資料委員会と改めた。9月には、広報委員会の業務の一部を広報企画課広報掛に移した。 | 『東京大学百年史 部局史四』1091～94頁。 | | | |
| 1943 | 昭和48年4月1日 | 庶務部に入学主幹が置かれ、学務課の入学試験掛を入学主幹の下に移す。これに伴い、庶務部学務課は、総務掛を新設し、研究連絡掛を研究助成掛に改称、大学院第一および大学院第二の2つの掛を大学院掛と改めた。 | 『東京大学百年史 部局史四』1094頁。 | | | |
| 1977 | 昭和52年5月 | 5月現在の事務局組織 庶務部(庶務課・広報企画課・学務課・人事課・入学主幹・国際主幹)/経理部4課/施設部4課 | 『東京大学百年史 通史三』515頁。 | | | |
| 1980 | 昭和55年5月6日 | 東京大学事務局文書管理規則(規則第11号 総長名で新しく制定、同日施行) | | | | |
| 1980 | 昭和55年6月1日 | 東京大学事務局文書先決内規(総長裁定、以後数回改正)(規則第11号の下位規則) | | | | |
| 1982 | 昭和57年4月1日 | 庶務部国際主幹のもとに国際第三掛を設けた | 『東京大学百年史 部局史四』1101頁。 | | | |
| 1986 | 昭和61年4月1日 | 庶務部入学主幹を入学試験に改める | 『東京大学百年史 部局史四』1101頁。 | | | |
| 1988 | 昭和63年3月28日 | 東京大学事務局文書の分類及び保存年限に関する規則(事務局長裁定)(規則第11号の下位規則) | | | | |
| 1988 | 昭和63年6月17日 | 東京大学事務局文書管理規則改正(規則第27号 7月1日施行) | | | | |

東京大学に関する事項は、所管課「東大の記録管理(1) 明治22年の帝国大学文書取扱規程」『東京大学史史料室ニュース』(第5号、1990年10月12日、2～3頁) および典拠文献を基に作成。

文部省における公文書管理とそれに関する制度等については、中野目徹編著『近代日本公文書管理制度史料集 中央行政機関編』(岩田書院、2009年、937～985頁) に拠った。

東京大学における「本部」とは、総長室、事務局、学生部、附属図書館の総称であり、明治20年頃から起こった概念であるが、大学の公式の呼称ではないとされている。今日の本部は神田錦町にあった東京開成学校を起源とする法理文三学部の事務組織を継承したものの(『東京大学百年史 部局史四』1987年、1017頁)。

表2 文部省往復における副本調査

| 表題 | 新制大学東京 大学庶務部時 代の整理番号 (簿冊背表紙 ラベル) | 東京帝国 大学庶務 課時代の 整理番号 | 正本/ 副本 | 内容 | 内容に関する備考 | 標記上限 | 標記下限 | 装丁 | 目次用箋 | 本文用箋 (副本の 場合) | 備考 | |
|---------------------------|--|------------------------------|-----------|--|---|---------|----------|-------------|---------------------------|---------------------|------------------|--|
| 文部省 官立学務局及諸局往復 明治十三年 甲 | A30 | | 正本 | 文部省官立学務局往復 明治十三年分/文部省往復 明治十三年分 届向及各局往復 (全607丁) | 文部省官立学務局往復 明治十三年分 外国人ノ件ニ付届 同上向 同上官立学務局往復 同上諸局往復 (305丁) | 明治13年1月 | 明治13年12月 | 洋装本 | 東京大学 法学部理 学部文学 部 | | 背表紙に飾みあり。 | |
| 文部省 会計局往復 明治十三年 乙 | A31 | | 正本 | 文部省会計局往復 明治十三年分 甲之部/文部省会計局往復 明治十三年分 乙之部 (全523丁) | 文部省会計局往復 明治十三年分 甲之部 (261丁) / 文部省会計局往復 明治十三年分 乙之部 本省達及通知 (但シ会計ニ関セサル達ハ本省達ノ冊ニテリ) 外国人ノ関係ノ件 会計局ヨリ来書類 (但シ答書之レ無キ分) 本部ヨリノ往書類 (同上) (262丁) (全523丁) | 明治13年1月 | 明治13年12月 | 洋装本 | 東京大学 法学部理 学部文学 部 | | 背表紙が本体から外れかけている。 | |
| 文部省 同往復 同居何 明治 十三年 丙 | A32 | | 正本 | 文部省達 明治十三年分 / 文部省往復 文部省宛之部 内記所之部 編輯局之部 報告局之部 博覧会事務部之部 / 文部省 届向 明治十三年分 諸員進退及増給届 諸員紙居旅行等届 毎月人員調進退 雑事諸届類 (外国人ノ分ハ別冊ニテリ) (諸局類 (右ニ同シ)) (全544丁) | 文部省達 明治十三年分 本部諸員ノ件ニ付達 諸官諸員ノ件ニ付達 大政官及宮内省ノ達 雑事諸達 (但シ会計ノ件ニ付テリ) 別ニ会計局往復ノ冊ニテリ) (115丁) / 文部省往復 文部省宛之部 内記所之部 編輯局之部 報告局之部 博覧会事務部之部 (147丁) / 文部省 届向 明治十三年分 諸員進退及増給届 諸員紙居旅行等届 毎月人員調進退 雑事諸届類 (外国人ノ分ハ別冊ニテリ) (諸局類 (右ニ同シ)) (282丁) (全544丁) | 明治13年1月 | 明治13年12月 | 洋装本 | 東京大学 法学部理 学部文学 部 | | | |
| 明治十三年分 文部省往復 | A33 | 番号 38 | 副本 | (目次なし) (全185丁) | 裏表紙がはすれている。裏表紙の内側右下に⑩のようなものあり。裏表紙に「明治十三年分 文部省往復 東京大学」(墨書き)と「東京帝国大学庶務課 部門 番号 38」(38は印鑑か。他は印刷)のラベルが右下に貼つてある。タイトルの「ラベル」がのまんまに「一」がある字 (ケイ)。背の真ん中に鉛筆で「一三」があり。背の下方に「東京大学庶務部 A33」のラベルが貼つてある。東京大学罫紙(茶色、片面13行)。明治13年度分。文部省五年報内記所より配布の来書。(目次なし) (全185丁) | 明治13年1月 | 明治14年6月 | 板目紙 四ツ目綴 | | すべて 東京大学 | | |

表2 文部省往復における副本調査

| 表題 | 新制大学東京 大学庶務部時 代の整理番号 (簿冊背表紙 ラベル) | 東京帝国 大学庶務 課時代の号 整理番 | 正本/ 副本 | 内容 | 内容に関する備考 | 標記上限 | 標記下限 | 装丁 | 目次用箋 | 本文用箋 (副本の 場合) | 備考 |
|------------------------------|--|------------------------------|-----------|---|---|---------|----------|-----------|------|---------------------|-------------------------------------|
| 文部省往復 明治十四年分四冊之内甲号 | A34 | | 正本 | 達(太政官之部 宮内省之部 式部寮之部 文部卿之部) 向(官立学務局関係之部 内規局同上 会計局同上 出版局同上 雑事之部) 上申(官立学校関係之部 内記局同上 雑事之部) 届(官立学校関係之部 内記局同上 会計局同上 雑事之部) 届(官立学校関係之部 内記局同上 会計局同上 雑事之部) 進達書類 雑件(全815丁) | 達(太政官之部 宮内省之部 式部寮之部 文部卿之部) 向(官立学務局関係之部 内規局同上 出版局同上 雑事之部) 上申(官立学校関係之部 内記局同上 会計局同上 雑事之部) 届(官立学校関係之部 内記局同上 会計局同上 雑事之部) 届(官立学校関係之部 内記局同上 雑件(全815丁) 副本あり(A38)。 | 明治14年1月 | 明治14年12月 | 洋装本 | 東京大学 | 東京大学 | |
| 文部省往復 明治十四年分四冊之内乙号 | A35 | | 正本 | 官立学務局 地方学務局 [全679丁] | 官立学務局 地方学務局 [全679丁]。副本あり(A39)。 | 明治14年1月 | 明治14年12月 | 洋装本(切替あり) | 東京大学 | | 表装紙が清表紙から外れている。 |
| 文部省往復 明治十四年分四冊之内丙号 | A36 | | 正本 | 内記局 報告局 編輯局 [全618丁] | 内記局 報告局 編輯局 [全618丁]。副本あり(A40の1, A40の2)。 | 明治14年1月 | 明治14年12月 | 洋装本(切替あり) | 東京大学 | | 「副書」を17年7月24日に作成とあり。表装紙が清表紙から外れている。 |
| 文部省往復 明治十四年分四冊之内丁号 附 直轄学院学校等 | A37 | | 正本 | 会計局 直轄院部校館所 [全654丁] | 会計局 直轄院部校館所(学士会院 東京大学医学部 大阪中学校 東京外国語学校 東京師範学校 東京女子師範学校 東京職工学校 東京図書館 教育博物館 伝習所)。副本あり(A41)。 | 明治14年1月 | 明治14年12月 | 洋装本(切替あり) | 東京大学 | | 表装紙が清表紙から外れている。 |
| 文部省往復 明治十四年分四冊之内甲号 | A38 | | 副本 | | 本簿冊は、A34(全815丁)の全副本。達(太政官之部 宮内省之部 式部寮之部 文部卿之部) 向(官立学務局関係之部 内規局同上 会計局同上 出版局同上 雑事之部) 上申(官立学校関係之部 内記局同上 会計局同上 雑事之部) 届(官立学校関係之部 内記局同上 会計局同上 雑事之部) 届(官立学校関係之部 内記局同上 雑件(全815丁) 副本あり(A41)。 | 明治14年1月 | 明治14年12月 | 版目紙 大和綴 | 東京大学 | 東京大学 | |
| 文部省往復 明治十四年分四冊之内乙号 | A39 | | 副本 | 本簿冊は、A35(全679丁)の全副本。官立学務局 地方学務局 | 官立学務局 地方学務局 [全679丁]。本簿冊は、「文部省往復 明治十四年分四冊之内乙号」(A36) [全679丁]の全副本。 | 明治14年1月 | 明治14年12月 | 版目紙 大和綴 | 東京大学 | 東京大学 | |

表2 文部省往復における副本調査

| 表題 | 新制大学東京 大学庶務部時 代の整理番号 (簿冊背表紙 ラベル) | 東京帝国 大学庶務 課時代の 整理番号 | 正本/ 副本 | 内容 | 内容に関する備考 | 標記上限 | 標記下限 | 装丁 | 目次用箋 | 本文用箋 (副本の 場合) | 備考 |
|------------------------|--|------------------------------|-----------|-------------------------------------|---|--------------|--------------|--------------------------------------|------|---------------------|--------------------------------|
| 明治十四年分 文部省往復 丙号之一 | A40 の1 | | 副本 | 内記局 報告局 編輯局 A36 (全618丁分)の副 本。 | 【文部省往復 明治十四年分四冊之内丙号】 (A36) (全618丁)の副本1～387丁まで の副本、2冊の内の1冊目。内記局の途中 まで収める。 | 明治14年 1月 | 明治14年 12月 | 板目紙 大和綴 | 東京大学 | 東京大学 | 【副書】17年作 成。139～文部 省の事務整理 |
| 明治十四年分 文部省往復 丙号之二 | A40 の2 | | 副本 | | 【文部省往復 明治十四年分四冊之内丙号】 (A36)の副本、2冊の内の2冊目。A36の 388～618丁を収める。内記局の後半 報 告局 編輯局。 | 明治14年 2月 | 明治14年 12月 | 板目紙 大和綴 | 東京大学 | 東京大学 | |
| 明治十四年 往復簿 丁一 | A41 | | 副本 | | 【会計局の前半を収める】【文部省往復 附 直轄会院学校等 明治十四年分四冊之内 丁号】(全654丁) (A37)の副本、3冊の 内の1冊目。A37の1～226丁までを 書写。(226丁分) | 明治14年 1月 | 明治14年 12月 | 板目紙 大和綴 | 東京大学 | 東京大学 | 【副書】17年作 成 |
| 明治十四年 往復簿 丁二 | | | 副本 | 会計局 直轄院部校館所 | 【前の簿冊のつづき。会計局 直轄院部校 館所】【文部省往復 附 直轄会院学校等 明治十四年分四冊之内丁号】(A37)の 副本、3冊の内の2冊目。A37の227～ 548丁までを書写。(322丁分) | 明治14年 1月 | 明治14年 12月 | 板目紙 四ツ目 綴 | 東京大学 | 東京大学 | 倉庫より 徴 |
| 明治十四年 往復簿 丁三 | | 番号11 | 副本 | | 【(前の簿冊のつづき。直轄院部校館所) 【文部省往復 明治十四年分四冊之内丁 号 附 直轄会院学校等】(A37)の副本、 3冊の内の3冊目。【直轄院部校館所】の 549～654丁まで書写。(106丁分) | 明治14年 1月 | 明治14年 12月 | 洋装 本(板 目紙製 を灰包 美紙製 本) | 東京大学 | 東京大学 | |
| 明治十四年分 文部省往復 | A42 | 番号43 | 副本 | 目次なし (全148丁) | 目次なし (全148丁)。【文部省往復 明 治十四年分四冊之内丙号】(A36)の「本 部及び字庫門12月分人員副ノ件」(370～ 387丁)を含む。明治14年7月9日付学 位授与人名一覧あり。 | 明治13年 12月 | 明治14年 12月 | 板目紙 四ツ目 綴 | 東京大学 | 東京大学 | |
| 文部省往復簿 明治十四年度 東京大学 | A43 | | 副本 | 目次なし (全380丁) | 目次なし (全380丁)。【文部省往復 附 直轄会院学校等 明治十四年分四冊之内丁 号】(A37)ではない。401～821丁。 | 明治14年 8月 | 明治14年 12月 | 板目紙 大和綴 | 東京大学 | 東京大学 | |
| 文部省往復 明治十五年分五冊之 内乙号 | A44 | | 正本 | 進達書類 (全660丁) | 進達書類 (全660丁)。副本あり (A54、58 ～59)。【文部省往復 明治十五年分五冊 之内甲号】は欠。 | 明治14年 9月 | 明治15年 12月 | 洋装本 | 東京大学 | 東京大学 | |
| 文部省往復 明治十五年分五冊之 内丙号 | A45 | | 正本 | 専門学務局 普通学務局 編輯局 報告局 (全 768丁) | 専門学務局 普通学務局 編輯局 報告 局 (全768丁) 副本あり (A55、A56、 A52、A57) | 明治14年 12月 | 明治15年 12月 | 洋装本 | 東京大学 | 東京大学 | |

表2 文部省往復における副本調査

| 表題 | 新制大学東京 大学庶務部時 代の整理番号 (簿冊背表紙 ラベル) | 東京帝国 大学庶務 課時代の 整理番号 | 正本/ 副本 | 内容 | 内容に関する備考 | 標記上限 | 標記下限 | 装丁 | 目次用箋 | 本文用箋 (副本の 場合) | 備考 |
|---------------------|--|------------------------------|-----------|------------------------------|--|----------|----------|-----------|------|---------------------|------------------------------|
| 文部省往復 明治十五年分五冊之内丁号 | A46 | | 正本 | 会計局 庶務局 内記課 褒章課 (全801丁) | 会計局 庶務局 内記課 褒章課 (全801丁) 副本あり (A61, 62, 63) | 明治15年1月 | 明治15年12月 | 洋装本 | 東京大学 | | 背表紙と裏表紙が本体から外れている。本体も綴じあわれてい |
| 文部省往復 明治十五年分五冊之内 戊号 | A47 | | 正本 | 職務二関スル書類 学位授与式二関スル書類 (全878丁) | 職務二関スル書類 学位授与式二関スル書類 但本件二関スル諸向往復及校内違普通知等合編 (全878丁) 副本あり (A64, A53, A65) | 明治15年1月 | 明治15年12月 | 洋装本 | 東京大学 | | 。取扱要注意。 |
| 文部省往復 明治十五年 甲一 | A48 | 番号50 | 副本 | | 達 准允 何 上申 届 本簿冊は、『文部省往復 明治十五年分五冊之内 甲号』(元本欠)の副本、4冊の内1冊。『達』全部と『准允』の前半、元本の1～181丁までを筆写。(全178丁) | 明治14年11月 | 明治15年12月 | 板目紙 四ツ目 綴 | 東京大学 | 東京大学 | |
| 文部省往復 明治十五年 甲二 | A49 | 番号51 | 副本 | 達 准允 何 上申 届 | 上の簿冊のつづき。『文部省往復 明治十五年分五冊之内甲号』の副本、4冊の内2冊目。『准允』の後半と、『何』の前半に当たる。元本の182～346丁を筆写。(全149丁) | 明治15年1月 | 明治15年3月 | 板目紙 四ツ目 綴 | | 東京大学 | |
| 文部省往復 明治十五年 甲三 | A50 | 番号52 | 副本 | | 上の簿冊のつづき。『文部省往復 明治十五年分五冊之内甲号』の副本、4冊の内3冊目。『何』の後半と、『上申』の前半に当たる。元本の347～552丁を筆写。 | 明治15年1月 | 明治15年10月 | 板目紙 四ツ目 綴 | | 東京大学 | |
| 文部省往復 明治十五年 甲四 | A51 | 番号53 | 副本 | | 上の簿冊のつづき。『文部省往復 明治十五年分五冊之内甲号』の副本、4冊の内4冊目。『上申』の後半と、『届』全部に当たる。元本の554～701丁止までを筆写。 | 明治14年9月 | 明治15年12月 | 板目紙 四ツ目 綴 | | 東京大学 | |

表2 文部省往復における副本調査

| 表題 | 新制大学東京 大学庶務部時 代の整理番号 (簿冊番号 ラベル) | 東京帝国 大学庶務 課時代の 整理番号 | 正本/ 副本 | 内容 | 内容に関する備考 | 標記上限 | 標記下限 | 装丁 | 目次用箋 | 本文用箋 (副本の 場合) | 備考 |
|-------------------------|---|------------------------------|-----------|---|---|----------|----------|---------|-----------------------------|---------------------|----|
| 文部省往復 乙号之一 年分 東京帝国大学 | A54 | 番号 54 | 副本 | 「A44」〔全660丁分〕の副 本。進達書類 | 進達書類。本簿冊は、『文部省往復 明治十五年分五冊之内乙号』(A44)の副本、4冊の内1冊目。A44の1～91丁の部分を89丁分に書写。〔全89丁〕 | 明治15年1月 | 明治15年3月 | 板目紙四ツ目綴 | 東京大学 | 東京大学 | |
| 文部省往復 乙号之二 年分 東京帝国大学 | A58 | 番号 55 | 副本 | | 進達書類。本簿冊は、『文部省往復 明治十五年分五冊之内乙号』(A44)の副本、4冊の内2冊目。A44の92～292丁の部分を194丁分に書写。〔全194丁〕 | 明治15年4月 | 明治15年10月 | 板目紙四ツ目綴 | 東京大学 | 東京大学 | |
| 文部省往復 乙号之三 年分 東京帝国大学 | A59 | 番号 56 | 副本 | | 進達書類。本簿冊は、『文部省往復 明治十五年分五冊之内乙号』(A44)の副本、4冊の内3冊目。A44の293～457丁の部分を152丁分に書写。〔全152丁〕 | 明治15年1月 | 明治15年12月 | 板目紙四ツ目綴 | 東京大学 | 東京大学 | |
| 文部省往復 乙号之四 年分 東京帝国大学 | A60 | 番号 57 | 副本 | 進達書類。本簿冊は、『文部省往復 明治十五年分五冊之内乙号』(A44)の副本、4冊の内4冊目。A44の458～661丁の部分を185丁分に書写。〔全185丁〕 | 明治14年9月 | 明治15年12月 | 板目紙四ツ目綴 | 東京帝国大学 | 東京帝国大学の紙。提出したものを文部省郵紙に書写した。 | | |

表2 文部省往復における副本調査

| 表題 | 新制大学東京 大学庶務部時 代の整理番号 (簿冊背表紙 ラベル) | 東京帝国 大学庶務 課時代の 整理番号 | 正本/ 副本 | 内容 | 内容に関する備考 | 標記上限 | 標記下限 | 装丁 | 目次用箋 | 本文用箋 (副本の 場合) | 備考 |
|--|--|------------------------------|-----------|------------------------|---|--------------|--------------|-----------------|------|---------------------|----|
| 文部往復 十五年分五冊之内丙 第 二 東京大学 | A55 | 番号 64 | 副本 | | 【専門学務局】〔全108丁〕。本簿冊は、『文部省往復 明治十五年分五冊之内丙号』〔全768丁〕(A45)の副本、5冊の内の2冊目。1冊目は欠。目次の内、「専門学務局」に当たる。A45の108～236丁(129丁分)までを108丁分に書写。(全108丁) タイトルは、『文部省往復 明治十五年分五冊之内丙 二〕と記載してある。 | 明治15年 4月 | 明治15年 8月 | 板目紙 四ツ目 綴 | | 東京大学 | |
| 文部往復 十五年分五冊之内丙 第 三 東京大学 | A56 | 番号 65 | 副本 | | 【専門学務局】〔全94丁〕。本簿冊は、『文部省往復 明治十五年分五冊之内丙号』〔全768丁〕(A45)の副本、5冊の内の3冊目。目次の内、「専門学務局」に当たる。A45の237～356丁(120丁分)までを94丁分に書写。(全94丁) タイトルは、『文部省往復 明治十五年分五冊之内丙 三〕と記載してある。 | 明治15年 7月 | 明治15年 11月 | 板目紙 四ツ目 綴 | | 東京大学 | |
| 文部省往復 甲 三 (正しくは、 文部省往復 明治十五年分五冊之 内丙 四) と記載してあるところであら う) | A52 | 番号 66 | 副本 | 専門学務局 普通学務局 編輯局 報告局 | 【専門学務局】〔全182丁〕。本簿冊は、『文部省往復 明治十五年分五冊之内丙号』〔全768丁〕(A45)の副本、5冊の内の4冊目。目次の内、「専門学務局」に当たる。A45の357～557丁(201丁分)までを182丁分に書写。(全182丁) タイトルは、『文部省往復 甲 三〕〔「甲」のみ鉛筆書き。他は黒書〕とあるのは誤記か。『文部省往復 明治十五年分五冊之内丙 四〕と記載してある。 | 明治14年 12月 | 明治15年 12月 | 板目紙 四ツ目 綴 | | 東京大学 | |
| 文部往復 十五年分五冊之内丙 | A57 | 番号 67 | 副本 | | 【専門学務局 普通学務局 編輯局 報告局】〔全159丁〕。本簿冊は、『文部省往復 明治十五年分五冊之内丙号』〔全768丁〕(A45)の副本、5冊の内の5冊目。目次の内、「専門学務局 普通学務局 編輯局 報告局」に当たる。A45の558～768丁(210丁分)までを189丁分に書写。(全159丁) 757丁の後に、「文部省往復 十五年分五冊之内 丙号」と「荏田」の筆の内表紙が綴じこまれている。外題には朱書きで「四」とあるが、内容から、タイトルは、『文部省往復 明治十五年分五冊之内丙 五〕と記載してある。 | 明治15年 1月 | 明治15年 12月 | 板目紙 四ツ目 綴 | | 東京大学 | |

表2 文部省往復における副本調査

| 表題 | 新制大学東京 大学庶務部時 代の整理番号 (簿冊背表紙 ラベル) | 東京帝国 大学庶務 課時代の 整理番号 | 正本/ 副本 | 内容 | 内容に関する備考 | 標記上限 | 標記下限 | 装丁 | 目次用箋 | 本文用箋 (副本の 場合) | 備考 |
|---|--|------------------------------|-----------|---|--|--------------|--------------|------------|------|---------------------|----|
| 文部省往復 丁ノ一 明治十五年 分 東京帝国大学 | A61 | [番号 58 推定] | 副本 | [A46] (全801丁分) の副 本、 会計局 庶務局 内記局 裏貫課 | 会計局 庶務局 内記課 裏貫課 本 簿冊は、『文部省往復 明治十五年分五冊 之内丁号』(全801丁) (A46) の副本、3 冊の内1冊目。目次の内、「会計局」の 全部と、「庶務局」の前半部分に当たる。 A46の1～366丁 (366丁分) の部分を 288丁分に書写。(全288丁) | 明治15年 1月 | 明治15年 12月 | 板目紙 四ツ目 | 東京大学 | 東京大学 | |
| 文部省往復 丁号ノ二 明治十五 年分 東京帝国大学 | A62 | 番号 59 | 副本 | [A46] (全801丁分) の副 本、 会計局 庶務局 内記局 裏貫課 | [庶務局] 上のつづき。本簿冊は、『文部省 往復 明治十五年分五冊之内丁号』(全801 丁) (A46) の副本、3冊の内2冊目。目 次の内、「庶務局」の真ん中部分に当たる。 A46の367～647丁 (281丁分) を254丁 分に書写。(全254丁) | 明治15年 5月 | 明治15年 12月 | 板目紙 四ツ目 | 東京大学 | 東京大学 | |
| 明治十五年分 文部省往復 丁号 ノ三 明治十五年分 東京帝国 大学 | A63 | 番号 60 | 副本 | [庶務局 内記局 裏貫課] 上のつづき。 本簿冊は、『文部省往復 明治十五年分五 冊之内丁号』(全801丁) (A46) の副本、 3冊の内3冊目。目次の内、「庶務局」の 最後の方と、「内記局」裏貫課に当たる。 A46の648～801丁 (154丁分) を131丁 分に書写。154丁分を収める。(全131丁) | 明治15年 3月 | 明治15年 12月 | 板目紙 四ツ目 | | 東京大学 | 東京大学 | |

表2 文部省往復における副本調査

| 表題 | 新制大学東京 大学庶務部時 代の整理番号 (簿冊背表紙 ラベル) | 東京帝国 大学庶務 課時代の 整理番号 | 正本/ 副本 | 内容 | 内容に関する備考 | 標記上限 | 標記下限 | 装丁 | 目次用箋 | 本文用箋 (副本の 場合) | 備考 |
|--|--|------------------------------|-----------|--|--|----------------|-----------------|------------|------|---------------------|----|
| 文部省往復 十五年分五冊之内 号 東京大学 | A64 | 番号 61 | 副本 | | 職務二関スル書類 学位授与式二関スル書類 となるであろう | 明治 15 年 1 月 | 明治 15 年 12 月 | 板目紙 四ツ目 | 東京大学 | 東京大学 | |
| 文部省往復 明治十五年度 二 東京大学 (文部省往復 二) 十五年分五冊ノ内号 二) | A53 | 【番号 62 推定】 | 副本 | 「A47」(全 878 丁分) の副 本、職務二関スル書類 学位 授与式二関スル書類 職務二関スル書類 | 職務二関スル書類 学位授与式二関スル書 類 本簿冊は、「文部省往復 明治十五年 分五冊之内号」(全 878 丁) (A47) の副 本、3冊の内、職務二関スル書類の 後半と、「学位授与式二 関スル書類」の前半に当たる。A47 の 197 ～644 丁までを本簿冊 411 丁分に書写。(全 411 丁) タイトルは、「文部省往復 明治 十五年分五冊ノ内号 二」となるべきと ころであろう | 明治 15 年 1 月 | 明治 15 年 12 月 | 板目紙 四ツ目 | 東京大学 | | |
| 文部省往復 戊号 東京大学 (文部省往復 明治十五年分五冊 ノ内号三) | A65 | 番号 63 | 副本 | | 職務二関スル書類 学位授与式二関スル書 類 本簿冊は、「文部省往復 明治十五年 分五冊之内号」(全 878 丁) (A47) の副 本、3冊の内、職務二関スル書類の 後半に当たる。A47 の 654 丁 (仏語名簿) は省略した模様。(全 178 丁)。表題は、「文 部省往復 明治十五年分五冊ノ内号三」 となる。 | 明治 15 年 6 月 | 明治 15 年 10 月 | 板目紙 四ツ目 | 東京大学 | 東京大学 | |